

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援等）

当社は取引先との見積、発注、納品、請求までの一連の商流において、発注品目等の情報のやり取りについて共通 EDI の構築を進めます。それに合わせて当社も見積依頼から生産管理、そして納品請求までの流れの見える化を図りつつ、共通 EDI の事前準備に取り組みます。

b. 専門人材マッチング

当社と繋がりのある現場「カイゼン」活動コンサルタントを取引先に紹介し、生産活動を合理化することで互いの納期短縮

c. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、グリーン調達等）

当社の得意先は電力インフラ工事業を営んでいることから、グリーン化のノウハウは常に得意先と共有している。それを取引先とも広く共有し、脱炭素社会の構築に寄与する。

d. 健康経営に関する取組（健康増進施策の共同実施等）

国内の若年労働人口が減少する中、中高年層労働者の健康増進策を推進することにより、70歳まで定年延長が可能な社内環境を推進する。また、取引先企業とも情報共有し、取引先企業の事業継続性を高めることで、自社の営業を健全に継続する外的環境を整えていきたい。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。また支払サイトを 60 日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

定期的に取引先と意見交換の場や、共同研修の場（カイゼン活動等）を設け、円滑な取引の継続に寄与する活動を行ってまいります。

令和6年 7月 1日

企 業 名
株式会社日向精工

役職・氏名（代表権を有する者）
代表取締役 日向 信敬

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。